

認証保育園の利用について（ご案内）

1. 守谷市認証保育制度の目的

守谷市認証保育制度は、市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育への入所待機者数軽減を目的として実施している制度です。

守谷市に住所があり、認可保育所等に入所申込みをした結果、入所不承諾となっている児童がこの制度を利用できます。ただし、家庭での保育が可能と認められる児童は該当になりません。

2. 認証保育園利用の際の注意点

①認証保育園に入所することを目的とした認可保育所等への入所申込みはできません。

認証保育園は、「1. 守谷市認証保育制度の目的」にあるように、あくまでも認可保育所等に入所できなかった児童の保育を行う認可外保育施設です。そのため、認証保育園に入所することを前提とした認可保育所等の入所申込みはできません。

認可保育所に入所決定した後、入所を辞退して認証保育園に入所する場合、園が指定する一般料金での利用となります。

②下のお子さんの妊娠・出産に伴う認証保育料適用期間にご注意ください。

弟や妹の出産に伴い、保護者が育児休業を取得する場合、弟や妹の出産時点において「就労」の認定を受け、上のお子さまが認証保育園に入所している場合には、出産日の属する年度の年度末までは認証保育料の適用となります。翌年度4月1日以後は、一般料金での利用となります。

<例>第1子：令和3年4月1日 認証保育園へ入所

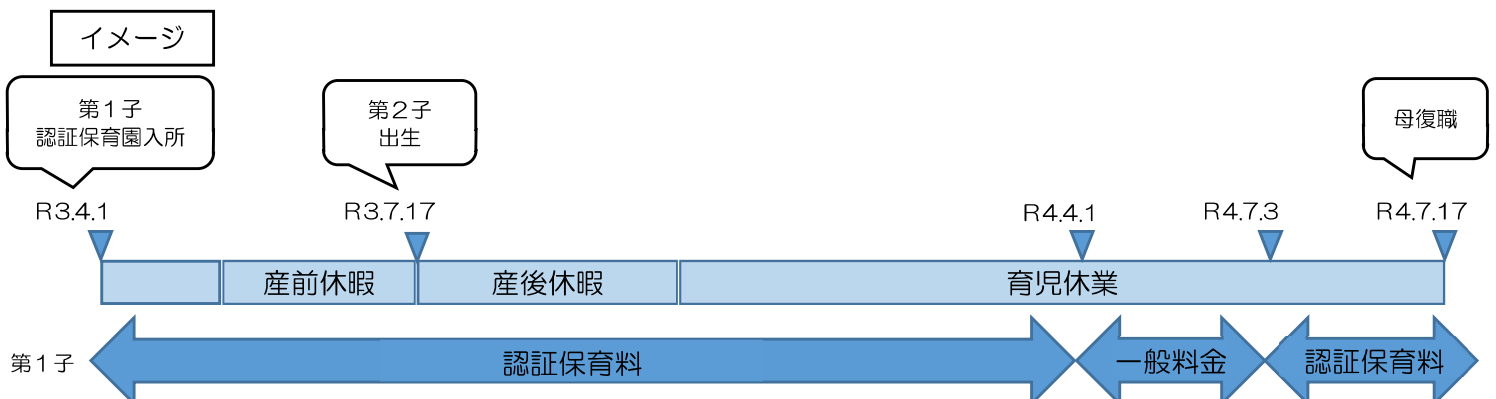
第2子：令和3年7月17日 出生予定

母：令和3年6月6日～令和3年9月1日 産前産後休暇

令和3年9月12日～令和4年7月16日 育児休業

令和4年7月17日 復職予定

⇒令和3年3月31日まで認証保育料適用、令和4年4月1日～令和4年7月2日（復職予定日の2週間前）まで一般料金となります。



③その他の注意事項

- **育児休業中**に入所した方は、認可保育所同様に、入所日から2週間以内に復職し、復職から2週間以内に復職証明書の提出が必要です。復職されない場合は、一般料金での利用となります。
- **求職活動**を理由に認証保育制度を利用開始した場合、入所日から3ヶ月以内に就労開始していただくことになります。就労証明書の提出をお願いいたします。入所日から3か月以内に就労を開始していただかない場合は、一般料金での利用となります。
- 市外へ転出し、継続して施設を利用する場合、一般料金での利用となります。

【お問合せ】

守谷市役所児童福祉課保育グループ
電話 0297-45-1111（内線 152,153）

